

令和4年第3回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和4年2月10日 開会

令和4年2月10日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和4年第3回新十津川町議会臨時会

令和4年2月10日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第3号 財産の取得について
- 第4 選任第1号 常任委員の選任について
- 第5 選任第2号 議会運営委員の選任について
- 第6 選挙第1号 西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙について

○出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪田謙治君
--------	-------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和4年第3回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
ただいま出席している議員は、10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。
10番、安中経人君。兩名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第3号、財産の取得についてを議題といたします。
提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただいま上程いただきました議案第3号、財産の取得について。
町は、次のとおり財産を取得する。
提案理由でございます。
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。
内容を申し上げます。
1、名称及び数量、総合行政システムサーバー式。
2、取得の目的、現行サーバ保守の終了及び機器の老朽による更新。

3、契約の方法、随意契約。

4、取得価格、金5,698万円。

5、契約の相手方、札幌市中央区大通西3丁目11番地、株式会社北海道日立システムズ、代表取締役、河田淳一。

裏面に参考資料といたしまして、見積業者名などを記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思えます。

なお、納入期限は、令和4年9月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第3号について提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） 参考資料の中の財産の規格等で（2）の無停電電源装置というこのことについてもう少し詳しくお願いいたしたいと思えます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの9番議員の質疑にお答えいたします。

ただいまございました無停電電源装置でございますが、急な停電等がございました時に、電子機器でございますので当然ながら電源の供給が止まりますとストップしてしまうわけですが、このサーバ非常にデリケートなものでございまして、この装置を付けることによって、一定の時間ですね電源を供給し続けることができる装置でございます。なおかつ、そのシステムを安全に終了させることができるという機能を備えているものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 9番議員よろしいですか。

はい、長名實君。

○9番（長名實君） 庁舎に付いている発電機では全然話にはならないような装置なんですか。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただいまの9番議員の質疑にお答えいたしますが、庁舎は新庁舎になりまして非常電源ということで起動する装置は付いてございますが、起動するまでに若干の時間は当然要するものでございます。サーバ機器は、そういったことが許されないというような機器でございますので、間断なく電源を供給するという意味からこの装置が必要となるものでございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより議案第3号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第3号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎選任第1号の上程、選任、採決

- 議長（笹木正文君） 日程第4、選任第1号、常任委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。
議会事務局長。

- 議会事務局長（窪田謙治君） それでは選任第1号、常任委員の選任について提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

令和4年1月18日に井向一徳議員が逝去されたため、総務民生常任委員会委員が1名欠員となったことから、常任委員を選任するものであります。

委員の選任につきましては、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。選任についてよろしくお願い申し上げます。

- 議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。
お諮りいたします。

常任委員の選任については、新十津川町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長による指名とすることに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
総務民生常任委員会委員に、10番、安中経人君を指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員に選任することに決定をいたしました。

◎選任第2号の上程、選任、採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、選任第2号、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

事務局長から提案理由並びに内容の説明をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長（窪田謙治君） 選任第2号、議会運営委員の選任についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

今ほどの選任第1号の際に申し上げましたとおり、井向議員が逝去されたため、議会運営委員会委員が1名欠員となったことから、委員の選任をするものであります。

委員の選任につきましては、常任委員同様、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっておりますので、ここに提案した次第であります。

以上、提案理由並びに内容の説明を終わります。選任についてよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由並びに内容の説明を終わります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長による指名とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

議会運営委員に、2番、村井利行君を指名したいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、議会運営委員に選任することに決定をいたしました。

◎選挙第1号の上程、推薦、当選の告知

○議長（笹木正文君） 日程第6、選挙第1号、西空知広域水道企業団の議会の議員の選挙についてを議題といたします。

西空知広域水道企業団規約第5条の規定により、企業団議員は、構成町の議会議員のうちから当該町議会で選挙された者を充てるとされ、本町からは2名を選挙することとなっております。

企業団議員でありました井向議員が逝去されたため、企業団規約第6条の規定により、補欠の企業団議員を選挙するものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

指名方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異

議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

西空知広域水道企業団議会議員に8番、長谷川秀樹君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま議長が指名いたしました長谷川秀樹君を当選人とすることに、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました8番、長谷川秀樹君が西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選された8番、長谷川秀樹君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了をいたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和4年第3回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員